

北秋田市職員定員適正化計画

平成24年3月

北秋田市

北秋田市職員定員適正化計画

1. はじめに

平成 17 年 3 月 22 日に鷹巣阿仁地域旧 4 町が合併して発足した「北秋田市」は、市政の基本計画である「北秋田市総合計画」※1 と、その具体的指針である「北秋田市行財政改革大綱」※2 を策定し、この中で定員管理は、「北秋田市集中改革プラン」※3 により進められてきましたが、同計画期間が平成 21 年度をもって終了したことから、新たに「北秋田市定員適正化計画」を策定するものです。

策定にあたっては、秋田県の面積の約 1 割を占める広大な行政区域を有するという特性の中で、行政課題や行政需要に的確に応えつつ持続可能な行政運営を図るため、効率的な定員の確保、適正化に努めます。

※1 平成 18 年 3 月策定 前期計画 平成 18 年度～平成 22 年度
後期計画 平成 23 年度～27 年度

※2 平成 21 年 8 月策定

※3 平成 18 年 3 月策定 実施期間 平成 17 年度～平成 21 年度

2. 職員数の推移及び現状

(1) これまでの取組

本市における過去 6 年間の職員数の推移は、表 1 のとおりです。

集中改革プランでは、減員目標を平成 17 年度から平成 21 年度までに 98 人としていましたが、実績では 109 人減員となっています。また、市行財政改革大綱では平成 22 年度の職員数の目標を 547 人としていましたが、実績では 545 人と目標を上回っています。

全体的な推移としては、平成 17 年 4 月現在の職員数 664 人に対し、大量に採用した団塊の世代が退職したことと、厳しい財政状況を背景に定年退職者の 3 割補充を目安として新規採用の抑制を行った結果、平成 23 年度までに 127 人減少しています。

表 1 過去 5 年間の職員数の推移

年 度	職員数	増 減	備 考
平成 1 8 年度	6 4 8 人	△ 1 6 人	
平成 1 9 年度	6 2 6 人	△ 2 2 人	
平成 2 0 年度	5 9 3 人	△ 3 3 人	
平成 2 1 年度	5 5 5 人	△ 3 8 人	
平成 2 2 年度	5 4 5 人	△ 1 0 人	
平成 2 3 年度	5 3 7 人	△ 8 人	

※各年 4 月 1 日現在

※地方公共団体定員管理調査による。(教育長含む)

(2) 職員の年齢階層別職員数

本市における年齢階層別職員数は表 2-1 並びに表 2-2 のとおりです。

消防吏員の採用者数は、退職者数と同数としてきたことから、消防吏員以外職員と分けて表示しています。

表 2-1 消防吏員以外では中間年齢を 40 歳とした場合、40 歳以上と 40 歳未満の比率では 40 歳以上が 69.7%と約 7 割を占め、今後も退職者数の割合が依然として高く推移することを示しています。また、将来的には職員不在階層の出現も予想されます。

一方、表 2-2 消防吏員では各階層によってその占める割合に 5%台から 15%台までと多寡がみられ、消防力の効果的な維持のためにはその平準化が求められています。

いずれも長期的観点に立った定員管理の必要があります。

表 2-1 年齢階層別職員数（消防吏員以外）

年齢	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数	0	10	13	19	49	43	47	49	67	61	81	4	443
構成比	0.0%	2.2%	3.0%	4.3%	11.1%	9.7%	10.6%	11.1%	15.0%	13.8%	18.3%	0.9%	100.0%

※平成 23 年 4 月 1 日現在。（教育長除く）

※地方公務員給与実態調査による。

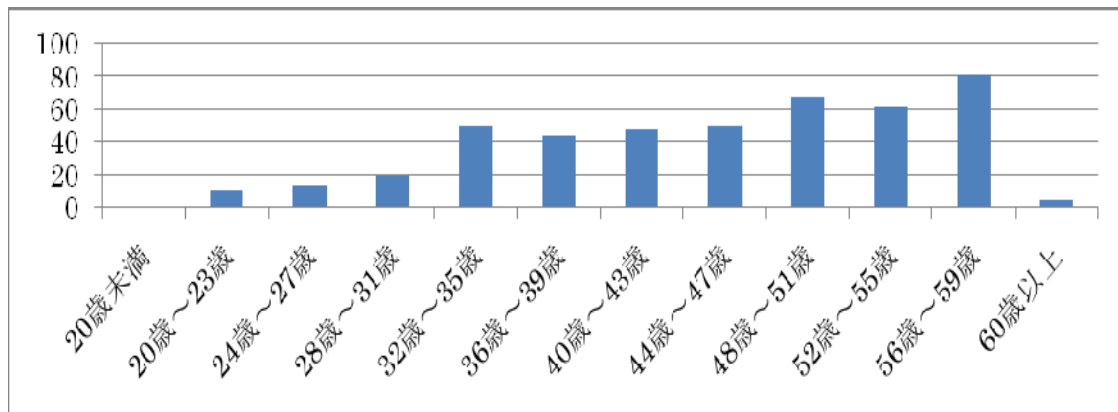
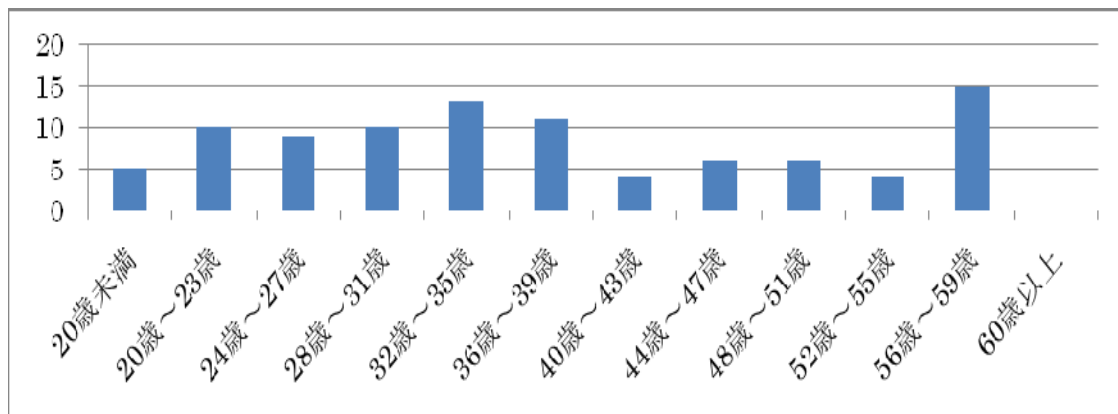


表 2-2 年齢階層別職員数（消防吏員）

年齢	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数	5	10	9	10	13	11	4	6	6	4	15	0	93
構成比	5.4%	10.8%	9.6%	10.8%	13.9%	11.9%	4.3%	6.5%	6.5%	4.3%	16.0%	0.0%	100.0%

※平成 23 年 4 月 1 日現在。

※地方公務員給与実態調査による。



(3) 部門別職員数の推移

総務省の「地方公共団体定員管理調査」における本市の部門別職員数は表3のとおりです。

計画起点時（平成23年4月1日現在）では、前年と比較し4部門において減少、5部門において増加しています。

主な増加要因としては「病院」部門において、平成23年度に新設された米内沢診療所への配置が、また減少要因としては「教育」部門において北秋田市立合川高校の閉校に伴う教育職並びに事務の廃止がそれぞれ挙げられます。

その他の部門の増減は、事務の統廃合、調整が主な要因となっています。

表3 部門別職員数の状況

※地方公共団体定員管理調査による。（教育長含む）

部 門	区 分	H22. 4. 1 現在 職 員 数	H23. 4. 1 現在 職 員 数	比 較	
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	5	5	0
		総 務	87	88	1
		税 務	27	27	0
		民 生	86	84	△2
		衛 生	43	40	△3
		農林水産	22	23	1
		商 工	12	11	△1
		土 木	22	22	0
		小計	304	300	△4
	特 別 行 政	教 育	89	70	△19
		消 防	95	96	1
		小計	184	166	△18
	計 (A)		488	466	△22
公 営 企 業 等 会 計	病 院	18	31	13	
	水 道	13	14	1	
	下 水 道	7	7	0	
	そ の 他	19	19	0	
	計 (B)	57	71	14	
総合計 (A) + (B)		545	537	△8	

3. 定員管理の現状分析

当市の平成23年4月1日現在の職員数を総務省「類似団体※4別職員数の状況」と「定員回帰指標※5」の2つの指標に基づき分析します。

なお、2つの指標とも普通会計の範囲内での比較となっています。公営企業等会計に

についてはそれぞれの自治体により実施している事業にばらつきがあり除外されています。

※4 類似団体：類似団体は、全国の市町村を、人口と産業構造を基準に、いくつかの類型（グループ）に区分し、その類型ごとに普通会計部門（一般行政部門と教育や消防の特別行政部門）の職員数の人口1万人当たりの平均数値を算出し指標としたものです。

部門別診断は、その類型ごとに示された指数と市の人口を掛け合わせ、定員管理の基準となる職員数を算出します。

類似団体による比較は、産業構造や人口が類似する団体とのマクロ的な比較であるため、各市の施策や行政区域面積など都市形態、施設数などの違いにより単純に比較することができない点に注意を要します。

北秋田市の類型は、Ⅰ-1となります。（人口：5万人未満、産業構造：Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上の団体）全国で135団体

※5 多重回帰分析により回帰方程式を求め、平均的な職員数を表します。

(1) - 1 類似団体との比較（部門別診断による職員数の状況）

「類似団体別職員数の状況」による類似団体との比較は表4のとおりです。

診断の対象は、一般行政部門と特別行政部門を合わせた普通会計部門であり、総務省から示された指数（修正値）を基に比較します。

表4 類似団体の中小部門以上診断による比較表

部 門	区 分	北秋田市 H23. 4. 1 職員数 A	類似団体との比較			
			試算値 B (修正値)	超過数 C=A-B	超過率% C/A×100	
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	5	5	0	0. 0
		総 務	8 8	7 6	1 2	1 3. 6
		税 務	2 7	2 1	6	2 2. 2
		民 生	8 4	7 6	8	9. 5
		衛 生	4 0	2 6	1 4	3 5. 0
		労 働	0	0		
		農林水産	2 3	2 2	1	4. 3
		商 工	1 1	1 1	0	0・0
		土 木	2 2	2 6	△4	△1 8. 2
	小計 (A)	3 0 0	2 6 3	3 7	1 2. 3	
	特 別 行 政	教 育	7 0	7 4	△4	△5. 7
		消 防	9 6	6 3	3 3	3 4. 4
		小計 (B)	1 6 6	1 3 7	2 9	1 7. 5
普通会計部門職員数 合計 (A) + (B)		4 6 6	4 0 0	6 6	1 4. 2	

【比較結果】

一般行政部門：37人の超過となっています。

議会、農林水産、商工の各区分は試算値と同水準となっています。

総務には各総合窓口センターの一部職員のほか、関係機関への派遣並びに長期療養者等が含まれ、派遣や職場の安全衛生管理の見直しが求められています。

税務は試算値を上回っていますが、税務課、市民課、3総合窓口センターの、合わせて5窓口に税務担当職員を配置し住民対応に努めています。

民生では福祉事務所と保育所が試算値を上回り、適正化が求められる中で特に安心して子育てのできる環境の維持が課題となっています。

衛生には環境、地域医療の企画分野並びに保健センターが含まれています。試算値を上回っており、環境施設の整備後あるいは旧病院施設の解体後は縮小すべき区分となっています。保健師については人口、行政面積から現行水準の維持が求められています。

土木では内訳として土木一般、建築、都市計画の各分野とも下回っています。

特別行政部門：29人の超過となっています。

消防が33人上回っていますがこの試算は、上小阿仁村を除いたものであり、仮に同村人口加算して再計算すると試算値は68人となり増分は28人となります。数値上は以上のとおりですが、消防の現員数は「消防力の整備指針」による配置方針に沿ったものです。

教育は試算値を下回っています。当市の幼稚園が小規模なことを反映しており、前述保育所と一体としてそのあり方を見直す必要があります。

(1) - 2 人口1万人あたり職員数の状況

人口1万人あたり職員数（普通会計職員）の比較は表5-1（普通会計職員）、表5-2（一般行政職員）のとおりです。

普通会計職員数で比較すると、類型I-1、135団体合計の人口1万人あたり職員数94.86人より31.19人超過しています。

理由としては、合併により消防吏員を一部事務組合から市組織へ移行したことが挙げられます。県内の類似団体中、市単独消防を有しているのは当市だけであり、この分野だけで人口1万人あたり25.97人という、団体間比較増に至る大きな要因となっています。

一般行政職員数では8.72人の超過となっていますが、ほぼ類似団体の水準に近づいてきています。

表5-1 県内の同じ類型の団体の人口1万人あたり職員数（普通会計職員）

団体名	類型	人口	普通会計職員数	人口1万人あたり職員数
鹿角市	I-1	35,103	243	69.22
潟上市	I-1	34,863	275	78.88
男鹿市	I-1	32,560	312	95.82
北秋田市	I-1	36,968	466	126.05
仙北市	I-1	30,216	441	145.95
I-1（135団体）合計		4,664,106	44,242	94.86

※各団体の人口は H23. 3. 31 住基人口、職員数は H23. 4. 1 現在数値

表 5 - 2 県内の同じ類型の団体の人口 1 万人あたり職員数（一般行政職員）

団体名	類 型	人 口	一般行政職員 数	人口 1 万人あた り職員数
鹿角市	I - 1	3 5, 1 0 3	2 1 2	6 0. 3 9
潟上市	I - 1	3 4, 8 6 3	2 2 2	6 0. 8 1
男鹿市	I - 1	3 2, 5 6 0	2 5 4	7 7. 0 9
北秋田市	I - 1	3 6, 9 6 8	3 0 4	8 1. 1 5
仙北市	I - 1	3 0, 2 1 6	3 7 2	1 2 0. 8 0
I - 1（135 団体）合計		4, 6 6 4, 1 0 6	3 3, 6 8 0	7 2. 4 3

※各団体の人口は H23. 3. 31 住基人口、職員数は H23. 4. 1 現在数値

(2) 定員回帰指標による試算

普通会計部門職員数において、同程度の人口、面積の団体が一部事務組合等の職員数を含め、どの程度の職員数を有するか試算した定員回帰指標との比較は以下のとおりです。

試算職員数との比較（単位：人）

普通会計部門	一部事務組合等を含めた職員数
市職員数	4 7 0
試算職員数	4 8 6
差	△ 1 6 人

※一部事務組合等の職員数を算入し、試算職員数と比較

北秋田市職員数（単位：人）

普通会計部門	(a)	4 6 6
一部事務組合等	(b)	4
一部事務組合等を含めた職員数	(c)	4 7 0

※普通会計職員数：H22. 4. 1 現在

定員回帰指標による試算職員数（市、合併、人口～5 万人）（単位：人）

7. 2 人×36. 96	(a)	2 6 6
0. 3 4 人×面積 (k m ²)	(b)	1 7 0
一定値	(c)	5 0
試算職員数（一部事務組合等含む）(a) + (b) + (c)		4 8 6

※試算職員数は、試算式による合算後、四捨五入したもの

※平均的な職員数の算式 $Y = a \times X1 (\text{人口}) + b \times X2 (\text{面積}) + c$

a : 人口千人あたりの係数 7. 2 (各人口区分ごと) 36, 968 人 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

b : 面積 1 k m²あたりの係数 0. 34 (団体区分ごと) 1, 152. 57 k m² 但し 500 k m² 上限

c : 一定値 50 (各人口区分ごと、権能差も反映)

【比較結果】

普通会計部門内の各区分の比較はできませんが、当該指標では当市の広大な面積が反映され、指標値に対し現員数で16人不足しています。

4. 新たな計画の概要

(1) 計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日とします。

(2) 計画の対象

北秋田市職員定数条例に掲げられた「職員」とします。

(3) 計画の改訂

本計画は行政改革による事務事業の見直しやアウトソーシングの導入、また再任用制度の具体的運用、さらには早期退職者数による採用者数の調整など、状況に応じ見直しを行うこととします。

(4) 定員適正化の基本的な考え方

1) 本市を取り巻く行財政環境

人口減少に伴う少子高齢化の進行や行政課題の多様化などから財政支出の増大が見込まれるなか、合併による普通交付税の優遇措置の削減段階が迫り、全国的な景気低迷と相まって本市を取り巻く財政環境は厳しく、行政のスリム化は引き続き必要不可欠なものとなっています。

2) 職員の年齢構成

職員の年齢構成は、近年の採用抑制から20代(表2-1の31歳の欄まで)が9.5%となっているのに対し50代(表2-1の52歳以上の欄)が32.9%と大きな偏りがみられます。

多数のベテランが退職していくなかで、組織の持続性を維持するために職種別年齢構成の平準化が課題となっています。

3) 専門職員の確保

多種多様化する住民サービスへの対応のため、専門職員(土木等技師、保健師等)の確保に努めます。

4) 広範な行政区域

本市の行政区域面積は類似団体中最大であり、集落数の多さや防災面を考慮に入れた効率的な公共サービスの提供の確保には類似団体の比較のみに捉われず、本市の実情に合った定員管理が必要となっています。

(5) 目標

前述「定員適正化の基本的な考え方」に基づき、類似団体との比較等を踏まえ、事務事業の見直しなどにより54人を削減し、新たな行政需要などに対応するため10人の増員を図り、平成28年度職員数について全体で492人を目標とします。

(6) 定員適正化のための今後の取組みの方向※7

- | | |
|--------------------|-----|
| (ア) 職員配置及び事務事業の見直し | △54 |
| (イ) 新たな行政需要への対応 | 10 |

表6 適正化の年次別内訳

年度		23	24	25	26	27	28	計
職員数		536	522	519	507	494	492	－
増減		－	△14	△3	△12	△13	△2	△44
適正化項目	職員配置及び事務事業の見直し	－	△20	△6	△13	△13	△2	△54
	新たな行政需要への対応	－	6	3	1			10

(7) 定員適正化の内容別取り組み

(ア) 職員配置及び事務事業の見直し △54

事務事業については、効果の検証から事業の必要性を精査し、実施の場合でも最小の経費で最大の効果が得られるよう手法を検討します。

【具体的取組み例】

- ・班等統合 △5
- ・各窓口センター員数統一 △4
- ・前田出張所移転 △2
- ・関係機関派遣休止 △2

(イ) 新たな行政需要への対応 10

危機管理体制の充実、環境施策の推進、観光誘客への対応などに増員を図り、行政課題改善に向けた職員配置を行います。

【具体的取組み例】

- ・危機管理体制強化 1
- ・環境施設整備対応 2
- ・前田公民館設置（前田出張所機能併設） 1
- ・教育施設整備 1
- ・市営住宅整備 1

5. 採用と退職の見込み

(1) 表7は計画期間中の定年退職者等の退職見込数と採用見込者数の一覧です。

表7 採用者数と退職者数（見込）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
職員数		536	522	519	507	494	492	
退職見込数	定年	15	20	19	19	17		90
	早期	7						7
	消防	4	1	8	2	1		16
	計	26	21	27	21	18		113
採用見込数	事務職		8	10	11	5	14	48
	資格職			3		1	1	5
	消防		4	5	4	2	1	16
	計		12	18	15	8	16	69

※採用者数は、当該年度に採用予定の職員数 ※職員数は、各年4月1日現在 教育長除く

(2) 表8は定年退職者等の資格区分内訳の一覧です。

表8 定年退職者等資格区分内訳

職種	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
一般職	18	15	14	13	13	73
保育士	2	1	2	2	1	8
教諭			1		1	2
保健師		1				1
医師歯科医						0
医療技師						0
看護師		2		1	1	4
技能職	3	1	2	3	1	10
消防士	3	1	8	2	1	15
計	26	21	27	21	18	113